この冊子には8個の音声コードがついています。

アイホンなどスマートフォンで読み取るときは、アプリの声をご使用ください。

表紙。

考えてみよう誰もが暮らしやすいまち

社会には、障害のある人、高齢の人など、さまざまな人が一緒に生活しています。

誰もが、気軽に外出し、いきいきと生活できるまちにするためには、どんなことが必要かな

仙台市障害理解促進キャラクター　ココロンのイラストが載せてあります。

お問い合わせ

仙台市健康福祉局障害企画課

〒980-8671　仙台市青葉区国分町3丁目7-1

電話。022-214-8163　ファックス。022-223-3573

メールアドレス。fuk005330@city.sendai.jp

仙台市

仙台人権啓発活動地域ネットワーク協議会

1ページ目。

障害のある人の目線で見てみよう。

誰もが暮らしやすいまちづくりのためのヒント。

肢体不自由

お店を利用するとき。

階段やちょっとした段差、狭い通路、障害物などが通行の妨げになります。

必要な配慮。

スロープの設置や物の配置を工夫することで、スムーズに移動することができます。

ココロンのコメント　ベビーカーでも入りやすい。

困っている様子を見かけたら、何かお困りですか? と声をかけましょう。

聴覚障害

電車やバスに乗っているとき。

車内のアナウンスが聞こえないので事故や遅れの状況がわかりません。

必要な配慮。

貼り紙の掲示など、見てわかるような情報提供が必要です。

困っている様子を見かけたら、メモや携帯電話を使って状況を簡潔に伝えてください。

2ページ目。

視覚障害

お店を利用するとき。

盲導犬と一緒だと入店を断られてしまいます。

まちを歩いているとき。

誘導ブロックの上に、物が置いてあると安全に歩けません。

必要な配慮。

補助犬は、身体障害者の大切なパートナー

補助犬は特別な訓練を受け、衛生面も管理されています。犬だからと拒否せず、受け入れてください。

ほじょ犬マークがあります。

お店や交通機関では身体障害者補助犬法により、補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬の受け入れ義務があります。

誘導ブロックの上に物を置かないで。

誘導ブロックは視覚障害のある人が安全に歩けるように設置されている設備です。

みんなが安全に歩けるようにマナーを守りましょう。

ココロンのコメント

安心して歩けるね。

内部障害・難病

電車やバスに乗っているとき。

外見からは障害があることがわかりにくいので誤解を受けることがあります。

必要な配慮。

外見からはわかりにくい病気や障害もあります。

外見からはわかりにくい病気や障害がある人もいることを理解しましょう。

ハートプラスマークがあります。

ハートプラスマークは身体内部に障害がある人を表すマークです。

3ページ目。

知的障害・発達障害

職場で。

難しい漢字や文字ばかりの書類が苦手です。また工夫して、などあいまいな表現だと、どうしていいかわからず困ってしまいます。

ココロンのコメント

見通しが持てないと不安なので 1日のスケジュールがわかると助かります。

必要な配慮。

資料にふりがなを入れたり、写真やイラスト、図や番号を使うとわかりやすくなります。

ココロンのコメント

仕事のマニュアルとしても使えるね。

具体的な指示をひとつずつ出したり、見本を示してもらえると良くわかります。

ココロンのコメント

仕事がはかどるね。

精神障害

地域生活の中で。

精神疾患に対する先入観や誤解によって、生活のしづらさを感じています。

必要な配慮。

適切な治療や服薬、周囲の支えによって、地域の中で安定した生活を送ることができます

精神疾患は、誰もがかかる可能性があります。先入観を持たずに、ゆっくりおだやかな口調であいさつや声こえがけをしてください。

4ページ目。

障害って何だろう?

障害は、障害のある人のことを考えずに作られた社会の側にあります。

足が不自由なこと、イコール障害ではなく、段差イコール障害。

段差をなくせば、障害はなくなる。

現状では、障害のある人が生活するにあたり、さまざまなバリア（障壁）があります。

障害は社会の問題。みんなでできることを考えよう。

4つの社会的バリア。

物理的なバリア。

歩道の段差、車いすの通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差など。

情報のバリア。

タッチパネルのみの操作、音声のみによる案内、分かりにくい案内や難しい言葉など

制度のバリア。

障害があることを理由に資格・免許等を与えないことなど。

心のバリア。

心ない言葉や視線、差別や偏見、無関心、障害のある人を受け入れないことなど。

まず知ってほしい、障害のある人のこと。

知らないことから誤解や偏見が生まれる。

ちょっとした工夫や配慮があれば活躍できることがたくさんあります。

対等な立場で、同じ目線で接してください。

常に手助けが必要なわけではありません。

困っている様子を見かけたら、手助けが必要か本人に確認してください。

必要な配慮はひとりひとり違います。

どんな配慮が必要か本人に確認しましょう。

ココロンのコメント

特別なことではなく、ちょっとした思いやり、支え合いが大切だね。

5・6ページ目。

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例。

条例の目的。

ココロンのコメント

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいまち・仙台を実現するためにできた条例です。障害を理由とする差別をなくすための取り組みを市民全体で進めていくことを定めています。

条例のポイント。

条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。

役所。

不当な差別的取扱い　禁止。してはいけません。

合理的配慮の提供　義務。しなければなりません。

お店会社など。

不当な差別的取扱い　禁止。してはいけません。

合理的配慮の提供　義務。しなければなりません。

条例が改正され、お店や会社などにおいても合理的配慮の提供が義務付けられました。

施行日　令和5年10月1日

不当な差別的取扱いとは。

障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる取扱いをすることなどは不当な差別的取扱いにあたります。

こんなことも不当な差別的取扱いにあたります。

採用の面接で、障害があることを告げたら、障害者は採用しないと断られた。

一人暮らしをしようと不動産屋に行ったが障害のある人には貸せないと断られた。

本人を無視して、介助者や支援者、付添の人にだけ話しかける。

5・6ページ目の続き。

合理的配慮とは。

障害のある人に合わせた必要な対応をすることが合理的配慮です。重い負担がないのに合理的配慮をしないことは差別にあたります。

こんなことも合理的配慮にあたります。

視覚障害の人に。

点字資料や拡大資料、音声読み上げ用のテキストデータを用意する。

聴覚障害の人に。

手話や身振り、コミュニケーションボードの利用など情報発信の仕方を工夫する。

障害のある人が、障害のない人と同じように生活するために、困っていることや不便なことを補うのが合理的配慮です。

対応のポイント。

お店や会社など。

正当な理由があって対応できないときは、理由や事情をていねいに説明しましょう。

してほしくないこと。

何の説明もない。

検討もせずに、門前払い。

障害のある人。

障害のある人から必要な配慮を伝えることも大切です。

してほしくないこと。

言われなくてもやるのが当然。

何がなんでもやるべきだ。

してほしいこと。

それぞれの事情や考えを伝えあい、お互いに納得する方法を一緒に考えましょう。

ちがう方法はないかな?

どこまでならできるかな?

ココロンのコメント

一方通行ではなくお互いにコミュニケーションをとることが大切だね。

ここから、裏表紙。

障害を理由とする差別の問題で困ったときは相談窓口に相談してください。

仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル。24時間365日受付。

電話。022-214-8551。 ファックス。022-214-8552

裏表紙の続き。

仙台市の相談窓口　受付時間　平日8時30分から17時

１　総合相談窓口

名称、電話、ファックスの順です。

青葉区障害高齢課。022-225-7211、022-211-5117

宮城総合支所障害高齢課。022-392-2111、022-392-0250

宮城野区障害高齢課。022-291-2111、022-291-2410

若林区障害高齢課。022-282-1111、022-282-1280

太白区障害高齢課。022-247-1111、022-247-3824

秋保総合支所保健福祉課。022-399-2111、022-399-2580

泉区障害高齢課。022-372-3111、022-372-8005

各区役所、宮城総合支所には差別相談員と手話に対応できる職員がいます。

曜日や時間帯については各窓口にお問い合わせください。

２　障害に関する専門相談窓口

名称、対象とする障害、電話、ファックスの順です。

障害者総合支援センター　ウェルポートせんだい。　身体、高次脳機能障害、難病。

022-771-6511、022-371-7313

北部発達相談支援センター　北部アーチル。　発達、知的、重症心身障害、障害のある児童。

022-375-0110、022-375-0142

南部発達相談支援センター　南部アーチル。　発達、知的、重症心身障害、障害のある児童。

022-247-3801、022-247-3819

精神保健福祉総合センター　はあとぽーと仙台。　精神障害、こころの悩み。

022-265-2191、022-265-2190

相談で解決しなかったときは。

仙台市障害者差別相談調整委員会による助言・あっせんや市長による勧告・公表により差別の解消を図ります。

差別の解消までのフロー

１．障害のある人、家族などからの助言あっせんの求め

２．調整委員会、専門家や当事者による委員会で、事実を調査し、必要な助言やあっせんを行い、差別の解消を図ります。

差別の解消を図るために、市長による勧告・公表を行う場合もあります。

パンフレットはダウンロードできます。

https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/panfu/daremogakurashiyasuimachi.html

初版　平成28年9月。　第2版　令和5年10月。